



労働法と労働組合って何だろう(2)

*** 前回のつづき（賃金支払5原則） ***

前回、労働法の概要と労働組合の成り立ちを書きました。今回は、前回の最後に触れた賃金支払5原則について書きたいと思います。

賃金の支払については、「労働基準法」第24条に規定があり、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤決められた期日で、支払わなければなりません（①②③は本文、④⑤は第2項）。地方公務員については、「地方公務員法」第58条第3項で前記条項は適用除外されていますが、代わりに「地方公務員法」第25条第2項で①②③が規定されており、また、同第24条第6号（給与、勤務条件条例決定主義）に基づき定められた「沖縄県職員の給与に関する条例」第9条により④⑤が規定されています。

*** それまでの賃金支払 ***

この「賃金支払5原則」も、先人による努力と苦勞、犠牲により法的に確立されたものであります。

会社内でしか使えない商品券のようなものや、工場で生産した売れ残りの商品を支給したり①、使用者と結託して紹介者に賃金を支払って紹介料をピンハネしたり、強制的に子どもや妻を働かせて夫が給料を受け取る②、施設使用料や厚生費等会社が考えた理由で、給与から天引きしてピンハネする③、会社の都合で、今月は売れ行きが悪いから、商品代の回収が遅れているから等の理由で、ある時払いをする④⑤など、労働者が安定した生活はおろか生きていくにも困窮してしまう、会社に都合の良い賃金の支払い方を阻止するため労働者は団結して戦い、現在の給与5原則を制度化できたのです。

また①の「通貨」については、戦前に西表にあった炭鉱へ連れてこられた労働者が、炭鉱の店でしか使えない通貨で賃金支払をされ、実質逃げられないように強制労働させられていた話を思い出します。

企業利益を最優先とする考え方が行き過ぎると、給与の支払い方自体が労働者を企業の思うままに働かせる手段として悪用されてしまいます。こんな非人道的行為が戦前まで日本でもまかり通っていたことに驚かされます。

*** 事務職員の問題は③の「全額支払」 ***

また、賃金支給の原則には例外があり、全額支払についての例外（支給前に控除できるもの）は、税金や社会保険等法律で定められた「法定控除」と、労働者が支払うべきことが明らかである社内食堂の昼食代や寮の費用などを、労働者と使用者が書面で協定を結んだ場合に控除できる「協定による控除」があります（労働基準法第24条但し書き）。

地方公務員については、地方公務員法で適用除外されている代わりに（適用除外等の流れについては、前記「賃金の支払いについては・・・」参照）に沖縄県の給与に関する条例第3条の3に⑦「法定控除」、と「協定による控除」ではなく、同項に記載のある県職員住宅の貸付料や共済費等しか控除できない④「条例控除」があります。

学校職員についても地方公務員である以上、⑦「法定控除」と④の「条例控除」という法律で定められたもの（以下⑦④をひとつにして「法定控除」と言います）以外の賃金支給前控除は③の全額支給に反する違法な行為（以下「法定外控除」と言います）であるわけですが、現実には「法定控除」に規程の無い「互助会」や「PTA

会費」等の「法定外控除」も当然のように控除しています。

*** 法定外控除がなぜ当然に行われるのか ***

現在は給与支給もシステム化が進み、法定外控除も過去のように学校で手作業による差引ではなく、システムの例外処理として組み込まれています。

これも、給与の口座振込システム化に伴い行われたものですが、これが「法定外控除」は違法行為である感覚をさらに鈍らせる結果になっています。

なぜこれだけ堂々とシステム化されたのか、一つ考えられるのは、行政職が多数である知事部局等であれば、給与係は誰でも分掌として回ってくる業務であり、みんなの利益のため、係の間はだれもが等しく違法行為を行うことになる平等性があるから？でしょうか。

*** 法定外控除に潜むもう一つの現実 ***

とは言っても、これまで述べた通り、「法定外控除」は違法であることには変わりはありません。そしてもう一つの大きな問題が、「法定外控除」を撤廃したときに分かる「事務職員へのお願い」という無理解と強制です。

学校においては、給与係は少数の事務職員しか行わず、「法定外控除」という違法行為は常に事務職員が行います。この便宜上法定外控除をやってあげていた事務職員が、「違法行為だからやりたくない」と声を上げた途端、十中八九「お願い」という形で違法行為をしてほしいと言ってきます。

「法定外控除」が、これまで述べてきた法的根拠を踏まえたとえ、控除自体が違法であり違法行為をやめたいと何度説明をしても、「これまでなんら問題なく行われてきたから」「他に聞いたことが無い」など、こちらの言っていることが信じられないのか、はなから理解する気持ちが無いとしか思えない反応が返ってきて、最後は「とにかく今まで通りお願いしたい」と同

じ労働者が無理解としか思えない考えで強制してくることはどういう心境なのでしょう？

*** 最後に ***

労働者の権利として法律にまで作り上げた、賃金支払原則の一つである「全額支払」を、多数の労働者の利便のために、「お願い」という形で一部の労働者に違法行為をさせる「法定外控除」、この機会に事務職員の立場からどう思い、どう考えて給与事務を行っていくかを考えてみるのもどうでしょうか？（「コンプライアンス」も重要です！）。

沖学労は、法定外控除に係る問題を、違法行為であることはもちろん、職種による差別でもあると訴え続けています。この記事に興味を持った方は、この機会に「JimJim」バックナンバーをご覧ください。同じ労働者が引き起こす「お願い」という無理解と強制の現実もぜひご覧ください。

*** 参考 ***

現在 Web でアップしているバックナンバー

No. 50

「法手外控除廃止！への道のり」

No. 54

「ひさびさ法手外控除廃止！への道のり 2」